



新婚生活



空き家活用を 応援します

小川町結婚新生活支援事業補助金（上限：30万円）

- 対象夫婦** 令和2年1月1日～12月31日までの間に婚姻した夫婦で、
婚姻日の年齢がいずれも34歳以下、かつ夫婦の所得合算額が340万円未満 等
- 対象経費** 令和2年1月1日～令和3年2月28日までの間に支払った住居の取得費、賃借料、引越費用
- 問合せ先** 小川町役場にぎわい創出課 ☎0493-72-1221（内線234・235）

詳細はこちらから⇒



小川町空き家活用促進事業補助金（上限：40万円）

- 対象住宅** 小川町空き家バンクに登録された戸建て住宅
- 対象者** 対象住宅のリフォーム工事完了後5年以上、その住宅に定住することが確実な方
- 対象工事** 補助決定後に町内業者による内外装のリフォーム工事等
- 補助額等** 対象住宅のリフォーム工事の場合上限20万円補助（対象工事費の2分の1以内）
申請者又は対象地区の要件に合う場合は加算もあります：加算額最高20万円
予算の範囲内で補助するため、申請者数によって補助できない場合があります
- 問合せ先** 小川町役場都市政策課 ☎0493-72-1221（内線253・254）

詳細はこちらから⇒

